

## 「石川県省エネ設備等導入支援事業管理運営業務」仕様書

### 1 業務の名称

石川県省エネ設備等導入支援事業管理運営業務

### 2 業務の目的・趣旨

電気代や燃料費の高騰による経営圧迫や、欧州を中心とした環境規制強化の流れを受け、企業における省エネ・脱炭素化に向けた取組は急務。県内企業の省エネに資する設備投資等を支援し、省エネ・脱炭素化の取組を加速化する、「石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金」を実施する「石川県省エネ設備等導入支援事業（以下、「支援事業」という。）」により、県内中小企業等の事業継続を支援することを目的とする。

なお、本プロポーザルは、令和7年第4回(12月)石川県議会定例会の予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)までとする。

### 4 業務内容

支援事業について、相談対応から、申請の受付、支給まで一括した運営を行うこと。

具体的には、以下に示す（1）～（5）の業務を実施すること。

#### （1）運営の体制の構築

- ・運営業務を実施し、運営業務全体統括する事務局及び事業者等からの問い合わせなどの相談対応を行うコールセンター（以下、「事務局等」という。）を設置し、包括的に情報を管理し、運営等を行うこと。
- ・事務局等の設置場所は受託者が確保すること。
- ・事務局は契約締結後速やかに開設し、委託者との調整窓口となること。
- ・事務局は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し、適宜進捗を報告すること。特に、相談対応、申請、審査、支給件数及び内容については、随時、報告が可能な状態にすること。
- ・本業務専用の金融機関口座を開設し、助成金及び支援金の支給が完了するまで適切に管理すること。また、口座の出納状況及び残高等は随時、報告が可能な状態にすること。
- ・相談対応から、申請、審査、支給に至るまでの手続きや仕組みを可視化した運営マニュアルを作成すること。

#### （2）相談業務

助成金及び支援金の事業者等からの問い合わせなどの相談対応として、コールセンターを運営すること。また、コールセンターは、適切な電話回線数、問合せ対応の専用メールアドレス、人員を確保・配置し、問い合わせに対しては誠実に応対すること。

##### ① 開設期間

委託者が指定した日から令和9年2月26日(金)まで

##### ② 開設時間

平日 午前9時～午後6時

#### （3）支給業務

##### ①申請受付

事業者等から以下の方法により、助成金及び支援金の申請を受け付けること。

- ・【原則】 jGrants（J グランツ）
- ・【例外】 メール（J グランツの利用が困難な方）

#### ②審査

- ・全ての申請について委託者が示す審査基準に基づき審査を滞りなく行うこと。
- ・審査の過程で申請書類の内容等に疑義がある場合は、随時、委託者と内容を調整すること。

#### ③支給

- ・審査の結果、支給が適切と認められた申請者に対して、できるだけ速やかに口座振込の方法により認められた額の助成金及び支援金を支給すること。
- ・振込不能となった事業者については、口座情報等を確認のうえ、再度の振込を行うこと。
- ・支給に係る振込手数料等は、本業務に含めるものとし、申請者には負担させないこと。

#### （4）報告書の作成・提出

- ・業務の進捗把握に必要となるデータや、個々の申請者の申請内容等の情報提供について、委託者から求めがあったときは、速やかに対応すること。

#### （5）その他業務の遂行において必要となる業務

### 5 スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和8年1月15日（木）以降	審査結果通知、契約締結、事務局等立ち上げ準備
令和8年2月下旬以降	広報及びオンライン申請に係るWEBサイト構築完了、事業周知開始、申請受付開始、申請受理次第、順次支払い
令和9年2月末	事務局等撤収

### 6 成果

事業完了後、「4. 業務内容」の事項について下記を提出すること

- ・業務完了報告書
- ・申請、審査、支給状況記録
- ・コールセンター応対記録

### 7 その他の事項

- （1）本業務の定める事項について疑義が生じた場合又は本業務に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- （2）本業務の実施に当たり、受託者と第三者との関係において問題が生じた場合には、遅滞なく、委託者に報告するとともに、受託者の責任において対処するものとする。
- （3）本業務のために作成し、配布・公表する資料等の内容及びデザインは全て委託者と協議の上、決定し、その権利については、委託者に帰属する。また、委託者は校正を必要回数行うことができる。
- （4）受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （5）委託者は本業務の仕様を変更する必要が生じた場合は、受託者と協議の上、合理的な範囲内でこれを変更することができる。
- （6）事業者からの申請や支援事業の実施状況に応じて受託者は事務局等の体制を見直すとともに、明らかに不要な経費については、委託者と受託者が協議の上、委託費を精算することとする。
- （7）その他業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 8 関係法規の遵守

- (1) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

<参考>

石川県省エネ設備等導入支援事業

※今後、制度詳細の変更を行う可能性有り

■補助金名

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金

■補助要件

県内中堅・中小企業者（小規模事業者を含む）が実施する省エネ設備等の更新・導入により、一定のCO<sub>2</sub>の削減効果が見込めること。

■想定件数

約100件

■補助額

最大800万円

■補助率

1／2